

2014年11月19日

日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成26年10月31日の政策委員会・金融政策決定会合の決定に関するもののほか、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）第9条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）の施行に伴うものです。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 上 口 (03-3277-2800)

廣 瀬 (03-3277-1634)

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（TOPIX）または、日経平均株価（日経225）またはJPX日経インデックス400（JPX日経400）に連動するよう運用されるものであること

- (2) 略（不変）

- 8. (1) ニ、の次に次のホ、を加える。

ホ、発行者である投資法人による自己投資口取得に応じる場合（本行に損失が発生しない場合であり、かつ不動産投資法人投資口の買入れ等の円滑な運営の観点から支障がない場合に限る。）

(附則)

この一部改正は、平成26年12月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、8.に係る一部改正については、実務上の準備が整い次第速やかに実施することとし、総裁がその実施日を定める。